○国土交通省告示第百七十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する蓮田都市計画事業菖蒲北部土地区画整理事業の事業計画の変更（第四回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年二月二十一日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十一年三月十六日から平成二十九年三月三十一日まで

三　施行地区　埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲字太皷田、字伊勢浦、字陣屋及び字寺田の各一部、菖蒲町三箇字矢島、字餅面及び字大久保の各一部

四　土地区画整理事業の名称　蓮田都市計画事業菖蒲北部土地区画整理事業

五　事務所の所在地　埼玉県さいたま市緑区大字南部領辻四一二四番地

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十一年三月十六日

七　事業計画の変更（第四回）の認可の年月日　告示の日と同日

○国土交通省告示第百七十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年二月二十一日

国土交通大臣　大畠　章宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

春木沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県米沢市大字李山

字春木沢一山　一一〇七一番一　一号

一一〇八〇番五　二号

一一〇八四番　三号

一一〇八〇番三　四号から六号まで

字春木沢二山　一一一四五番　七号及び八号

一一一四九番一　九号

一一一一七番　十号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

七郎ヶ沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十七年国土交通省告示第三百二十三号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）

山形県米沢市大字関根

字樋口前二　二二九五五番二　一号から三号まで

字七郎ヶ入口　二二九一二番一　四号

二二九二三番　五号

一三三三四番　六号

字樋口　一三三三三番　七号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県最上郡戸沢村大字古口字真柄

二九五四番地先道路敷　一号

二九五四番地先道路敷　二号及び三号

二九二一番四　四号から七号まで

三七六二番一　八号及び九号

二九二一番三　十号

二九五五番　十一号

二九五五番地先道路敷　十二号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

滝の沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線、標柱七号と八号を昭和五十四年建設省告示第百二号で指定した土地の下流端に沿って結んだ線、標柱八号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱一号と二十号を結んだ線上の標柱二十一号と二十二号から標柱二十三号と二十四号を結んだ線までの区間の滝の沢川の中心線から左右各岸五メートルまでの土地の区域

山形県寒河江市

大字日和田

字下宿　六二一番四地先河川敷　一号から三号まで

六二一番二　二十一号

六二〇番二　二十三号

七二七番三地先道路敷　四号及び五号

七二七番三　六号

七二八番一　七号

大字箕輪

字上山　二七五番二　八号及び九号

四四三番一六地先道路敷　十号

四四三番一六地先河川敷　十一号から十四号まで

一番一地先道路敷　十五号

一番一地先河川敷　十六号

三番地先道路敷　十七号から十九号まで

一一番二地先道路敷　二十号

一一番二　二十二号

一三番二　二十四号

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

荻ノ入沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第三千九百三十四号で指定した同号十五に掲げる土地の区域を除く。）

山形県東根市大字猪野沢字楯畑道北

一七〇四番一地先河川敷　一号

二一六〇番四八地先水路敷　二号

二一六〇番一二四　三号

二一六〇番三八　四号から六号まで

一四九九番　七号及び八号

一五〇五番一地先道路敷　九号

二一六〇番三九　十号及び十一号

一五六二番地先道路敷　十二号及び十三号

一五六三番一地先道路敷　十四号

二一六〇番一二五　十五号

一七〇五番一地先河川敷　十六号

六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

菅沼沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県酒田市大字田沢

字菅沼　一一〇番二　一号及び二十九号

地先水路敷　一一〇番二　二号及び二十八号

一一〇番二　三号及び二十七号

一一〇番三　四号

一一番三　五号、二十五号及び二十六号

字菅沼山　三番四　六号から八号まで

三番一　九号

三番二　十号

一四番一　十一号から十三号まで

八番一　十四号から十六号まで

七番三　十七号から二十一号まで

四番一　二十二号から二十四号まで

二番一

○国土交通省告示第百八十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年二月二十一日

国土交通大臣　大畠　章宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

津々根川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山口県岩国市錦町広瀬

字寺迫　七七七〇番一　一号

七七七三番　二号

字道谷　七七二二番一　三号

七七一二番　四号

三六六四番一　五号

字滝の口　二三四番一　六号

字尾巻　一四一番　七号から十号まで

字田の上　一四〇番一　十一号から十五号まで

字浴　七八〇〇番　十六号

七八〇三番二　十七号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

勝坂2

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山口県防府市大字下右田字岳ノ後　六番一四　一号から七号まで